

開田「大規模」農家の経済

——專營的畑作から大規模水田農業

へ・山形県新庄市昭和部落の一

農家事例——

大場 正 巳

一 はじめに

昭和四〇年を前後する時期以降、東北地方の農山村・山村を中心とする地域における広範な開田化のなかで、一点強く注目をひいたのは、既存農家の経営耕地規模をはるかに抜く「大規模」稲作経営農家の創設であった。

かつて馬場昭氏は、こうした東北地方の開田化は、水田率でみる限りそれは平地農村への接近という側面を強くもつが、しかしそれは単なる平地農村化ではなさそうであるとして、ほぼ同時期以降に進展する平坦地農村の稲作生産の組織化に対する、農山村・山村地域農家経営の個別化の強化をあげ、その一典型

→ノート→ 開田「大規模」農家の経済

として大・中型トラクターを個別所有し、省力稲作技術を中心とする「大規模」農家の創設を指摘された（『開田』日本の農業50 昭和四二年三月）。

さてこれ以降すでに数年を経過したのであるが、これら「大規模」稲作農家は、その後技術的・経済的にいかなる展開の方向を経営として確立し定着させようとしているのであろうか。

もちろんこれら開田化地域は自然立地的にもその創設の諸過程についても多様であり、より長い年月のみがこれに一定の方向を与えていくであろうが、さしあたりここではその一過程を記録しておくという意味あいから、また「大規模」稲作農家創設のもつ現在の意義を探る手がかりとして、先に佐藤氏らによって「開田化のむら」（『農業総合研究』第二巻第一号、昭和四二年二月）として紹介分析された表記村落の一農家を対象に、若干の経営・経済的考察を試みたい。

この「開田化のむら」昭和部落の特徴は、前掲稿に述べられたように、昭和初年七七戸の農家が各一戸当たり耕地（畑）五ha、採草地一・五ha、山林一・八haの開拓農家として入植し、畑專營的農家として、その原型を維持しながら昭和三八年頃までを経過し、これ以降四三年にかけて畑の水田転換を主体に、採草地等を含むほぼ六ha余について開田化を進め、稲作「大規模」農家七〇戸余を創設してこの地を稲作地域化したということと

ある。この昭和部落に地を譲りて昭和一二年以降戦後入植の塩野、横根山などの部落があり、また旧農家でも同じく畑、山林原野の活発な開田が進められたのであるが、その規模は昭和部落農家にくらべて一般に小さい。

したがって以下に考察する一農家の経営は、さしあたり昭和部落の大規模開田農家にだけ妥当するといえるのかもしれない。

ところで前掲稿「開田化のむら」の問題意識は、それがなお開田化過程であったことよって次のようであった。

1. 昭和部落開田化の背景には、農業用ダム建設に巨額の費用を要した国営の泉田川水利事業があり、これを含めた開田費の農民負担なり開田投資の効率はどうか。

2. 昭和部落農家の開田は、この水利事業の完成に先行し、大部分が自家の井戸水揚水に依存してなされるが、農民負担にからむ両水利施設の利用調整、さらにそこで水利秩序はどのように形成されるか。

3. 当時すでに大型トラクターの導入、直播栽培の採用、ライスセンターの建設などが進められていたが、こうした稲作技術の展開、定着の方向はどうか。

4. また昭和四一年から実施されている構造改善事業による協業組織、大型機械体系のもとの、大規模水田酪農の構想に対しての農民の対応はどうか。

などの諸点であった。以上の問題は、昭和部落全体のものであると同時に、具体的には部落の個々の農家がいかなる技術を探り、どのような経営を創設していくか、にかかっているといえるよう。

この意味で、この一農家の経営実態の考察はある程度まで以上の問題に込める手がかりを与えてくれようし、その中から部落農家の動向も察知できるものがある。

以下、一農家N家の経営分析に入るわけであるが、ここで制約的事情についてあらかじめ断わっておかなければならない。

それは、ここにもみるN家の経営経済関係資料は、専ら農家自身の必要上の記憶にもとづくもので、強い厳密さは要求することができないということである。

しかしそれがもつであろう欠陥は、農協、水利組合等の資料によってある程度カバーしええし、また聞きとりによる調査のなかで一定の修正も可能であった。

また特に昨年度一年間依頼した労力調査からもそのチェックが可能であったので、単なる聞きとり調査以上の精度をもつことはいうまでもない。

二 開田化過程と関連投資

昭和四三年現在、N家の家族構成と土地所有、経営土地面積

第1表 N家の家族構成と土地所有

	昭和30年		35年		43年	
	年令	農業従事者 日数	年令	農業従事者 日数	年令	農業従事者 日数
家族構成	才	日	才	日	才	日
	34	300	39	300	47	300
主 営妻母妹弟	29	280	34	280	42	280
	55	40	60	40	68	30
長長二	19	250	24	250		
	14					
女男男	7		11		19	20
	5		10		17	200
所有地面積	反	反	反	反	a	a
	2.5	2.0	2.0	2.0	658	—
田圃畑	47.5	48.0	50.0	50.0	45	703
	50.0	50.0	6.0	6.0	120	—
桑普通計草草地	16.0	10.0	16.0	17.0	30	19
	16.0	16.0	0.5	0.5		
採草地	17.0	17.0				
	0.5	0.5				
山宅						

注 1. N家の農業センサスは、および聞きとりによる。以下特記しない限り資料出所は同じ。
 2. 昭和43年所有地面積は、新庄市役所地籍確定調査資料による。
 3. 水稲作付面積は、畦畔を3%とみて、これを差し引いたものとした。

は第一表のようである。
 N家の家族構成は現在単婚家族的態様を示し、農業労働力も経営主夫妻と長男の三人である。昭和三〇、三五年のそれが示すように、経営主の弟妹ら六人を析出して現在に至るわけであ

るが、それはあたかも現経営主の父が昭和三年当地に入植し、敗戦に至るまでの時代とほぼ同様の家族構成を示しているのではなからうか。

こうして二〇〜三〇年にして家族構成は一つのサイクルを完了し、次のサイクルに入ったわけであるが、しかし他方その所有し経営土地の地目構成からみれば、それは全く新しい農業経営の創設ともいえる様相を呈している。

N家の開田は、後にみるように昭和三八年暮に開始され、三九年から作付けを開始し、以降四二年にかけて水田面積を拡大して六・六haに達するのであるが、N家としても、また昭和部落の全農家としても現在では開田可能地を開田しつくしたといえるであらう。

開田前、N家の農業生産は五haの畑が主体で、採草地は原野的に（開田後N家はこの田を通称原野と呼ぶ）、そして山林は自給薪炭林として放置された。

この畑利用およびその他の農業生産の概要を示すと第二表のようである。この資料は各年次センサスの、N家の控えによるもので、そのままが粗生産額ないし販売額を示すとはみられないが、かりにその三割増としてみたとしても、その低位生産は否定すべくもない。

「開田化のむら」は、これ以降開田に至る事情を次のように

第2表 開田前, N家の農業生産

	昭和30年			昭和35年		
	收穫面積	收穫量	販売額	收穫面積	收穫量	販売額
陸	反	kg	千円	反	kg	千円
麦類	5.0	169	—	10.0	2,100	80.0
雑穀類	3.0	490	—	3.0	720	—
	2.0	170	—	1.0	320	—
いも類	12.0	2,400	64.0	0.5	60	—
	—	—	—	10.0	1,800	45.0
まめ類	0.5	262	3.0	1.0	70	1.8
	4.0	3,750	42.5	0.5	270	—
野菜類	4.0	640	25.6	1.0	1,000	6.0
	4.0	480	52.5	0.5	160	—
なす	2.0	26,250	24.0	4.5	650	47.0
	1.5	67,500	15.0	1.0	?	4.0
青そ	3.0	1,800	9.0	1.0	?	5.0
	3.0	?	—	4.0	1,200	55.5
酪	—	—	—	8.0	?	—
	—	—	—	7.0	?	—
養	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
(販売額合計)	—	37.5	16.0	—	28.0	8.4
			485.6			509.7

述べている。「畑作物(価格)の相対的低落のなかで、生活水準の向上に対応して生産力を高め、高収益を確得しうる安定的方途に迷い、結局畑作への展望に見切りをつけて一挙に開田を押し進める方向をとらざるをえなかった」とし、また前にみたよ

フット 開田「大規模」農家の経済

うに、ときあたかも「後継者の結婚、二、三男の進学が重なり、(陸稲生産のある程度の発展による)所得増加にもかかわらず、生活費の増加もあって農家生活も次第に圧迫を感じるようになっていた」(括弧内は引用者)。

このような開田前における農家経済の窮迫は、開田が以下にみるように極めて有利におこなわれたにもかかわらず、その資金操作の面を通して、またひいてはその後の経営、農家経済に強い影響を与えることになった。

N家の開田化過程は以上のように、全く新しい農業経営の創設ともいえる側面をもったことによって、二つの投資部面をもった。

その一は、通例の開田化過程にみるいわば直接的な土地投資であり、その二は、「大規模」開田Ⅱ稲作経営の創設であることによつて、小規模開田あるいは増反等とは異質ともいえる開田関連投資を不可欠なものとした。

以下このそれぞれについて記録しておこう。

(一)、開田Ⅱ土地投資 N家の開田化過程および開田費を列挙すると第三表のようである。

上掲表による通称「北の田」は「防風林跡」(開田前防風林で部落共有地を分割したもの)をふくみ、「南の田」とあわせて入植時以降の畑二団地を開田したものである。「原野」は共有採草

第3表 水田造成投資

(単位：円)

		北の田 (240 a)	防風林跡 (28 a)	南の田 (249 a)	原野跡 (132 a)	屋敷畑 (9 a)
開田年次		昭和38年	39年	40年	41年	42年
造成費	工費	156,000		300,000	613,565	
	事計	34,000		55,000	28,033	
水利施設費	揚水機	190,000	30,000	355,000	649,685	8,000
	電井	62,000		56,800		
10 a 当たり	水	20,000		15,000	30,000	
	利	5,000		15,000	20,000	
10 a 当たり	水	119,000		136,800	49,218	8,889
	利	7,917	10,071	14,257	9,006	
10 a 当たり	水	5,409	9,006	5,493		
	利					

注. 泉田川土地改良区用水費は「昭和43年度区費徴収原簿」による。ただし区費のうち運営費にあたる経常費は差し引いたが、償還金等が含まれているので、厳密な意味での年水利施設費ではない。

地を昭和三〇年に分割、放置していたもので、それ自体約三〇〇米を距てて二つの団地をなしている。
以上の四団地がN家の基本的耕地に水田であるが、これ以外に宅地に接して五四aの畑があり、そのうち九aは余水利用の

水田として、二〇aは畑苗代用地として利用され、その跡作とともに残余が飼料畑、自給用蔬菜畑で、合計七〇aがN家の耕地面積である。

このように極めて短期に、しかも一〇a当たり開田費にみられるように、有利な条件のもとに「大規模」稲作農家が誕生したわけであるが、にもかかわらずその生産に経営上からみた場合、それはなお幾つかの問題点をはらんでいるといえよう。

その第一は、つぎにみるように大型トラクターによるかなり広い作業範囲、耕起や整地のみでなく堆肥や元肥散布までをおこない、しかもそれなくしては適期作業が困難であるにもかかわらず、その圃場は旧所有に制約されて分散し、農場型圃場を形成することができなかつた、という点であり、第二は前述のように、昭和部落の開田が泉田川水利事業の一環として位置づけられていたにもかかわらず、その事業の完成にさきがけて個別に開田されたことによって、用排水路の未整備が問題となり、圃場の乾田化が多く不十分な状況を呈している。

それのみでなく造田技術の稚拙さ、土壌条件に適合的な開田技術の検討がなされないままの、ブルドーザーによる開田に束締め、さらにその後の大型トラクターによる耕耘の結果としてか、一部排水不良を招いているとみられる圃場もある。

これらに対応する暗渠排水、弾丸暗渠なども考えられてはい

第4表 泉田川土地改良区関係面積と賦課金
(単位：面積=反、賦課金=千円)

		旧田補 水 区	開田区	計
新庄地区	面積		294.4	294.4
	賦課金		3,047.1	3,047.1
萩野地区	面積	1,425.0	5,904.9	7,329.9
	賦課金	1,356.2	55,004.7	56,360.9
うち昭 和部落	面積		941.5	941.5
	賦課金		9,779.1	9,779.1
金山地区	面積	2,854.0	453.1	3,307.1
	賦課金	2,826.2	4,401.0	7,227.2
真室川地 区	面積		664.9	664.9
	賦課金		6,835.7	6,835.7
総 計	面積	4,279.1	7,317.4	11,596.5
	賦課金	4,182.4	69,288.5	73,470.9

注. 前表, 泉田川土地改良区資料による.

が、まだその実施にふみ切るまでの経済的基盤を築きあげていない。
こうした問題点をもちながらも主要圃場については縦九一米、横二・五米の、ほぼ二〇a区画の水田を造成し、構造改善による農道整備と相まって、従前の、この地方の旧耕地整理田を抜く水準の耕地Ⅱ水田を造成するに至った。

それはさておき「開田化のむら」が述べたように、この地域の開田化全体についてみれば巨額の公共資金が投下され、この

維持費、償還金、金利等を含む開田地での水利関係費は、一〇a当たり昭和四三年には約一万円にも達する。しかし先のように昭和部落の場合、主な水田についてはこの水利施設の完成前に自家井戸水揚水による個別開田を完成していたことよって、しかもこの部落周辺地域における予想以上の開田化の進行——計画開田面積は昭和部落を含めて七三〇haであったが、現実には一、〇〇〇haにものぼったことよって、総体としても、また昭和部落についても両水利施設の利用、負担調整はさしたるトラブルをみることなく、一定の秩序を形成するに至った(第四表)。

この昭和部落の開田総面積は四〇〇haに達するとみられるが、圧倒的に地下水利用が多く、泉田川水に依存するものはわずかに九四haにすぎない。そのみでなく、この部落上流部での泉田川水利用による開田化の進行は、昭和地区における地下水を豊かなものとし、その利用を安定的なものとしている、といわれる。

ところでN家の場合、前掲第三表のように、それぞれの圃場Ⅱ圃地についての一〇a当たり開田費にかなりの差がみられる。もちろんそれは開田が四年間にわたったこと、その間この地の開田ブームが業者に対する需要を強め、工事費を高めたことにも原因があると考えられるが、これらを含みながら第一には直

接、いわば水田の造成費部分に、そして第二には水利費施設にその差が起因する。

水田造成費については「北の田」では一〇a当たり七、九〇〇円で、同じく既耕地(畑)であった「南の田」では一四、二五七円である。この差は上の理由による工事費の一般の高騰を除けば、地形的要因、つまり均平化するに必要な土砂の移動量に専ら原因し、「原野」の場合には、上と同じ理由とともに開田前の植生、つまり雑木地であったこと、さらに二団地にわかれていることよって四九、〇〇〇円と大きな差をもった。

次に水利費については、以上述べてきたように自家揚水によるか、泉田川土地改良区の水利に依存するかによって大きな差が生じた。と同時に、このいずれによるかは、後にみるようにその地価形成上にも一定の問題をもつのではないかと思われる。自家揚水による場合、第三表のような施設費を必要とする。

この「北の田」「南の田」の一〇a当たり総施設費は平均五、四〇〇円、その主要部分である原動機、揚水機の償却を五年とみれば年一〇a当たり施設費は一、〇八〇円となる。これに運転経費を加えたものが水利費であるが、その合計は一、五〇〇円前後とみられる。

他方泉田川用水の場合、施設費部分と考えられるものの昭和四三年度賦課金——これには償却費部分を含んでいるので厳密なそれ

ではないが——、当面九、〇〇〇円余であり、これに經常費一〇a当たり一、二〇七円を加えたものが水利費となる。

このように兩者の間に大きな差があるにもかかわらず「原野」「防風林跡」について、N家が泉田川用水に依存したのは次の理由による。

すなわち「原野」の場合には地下水脈を探りあてることができなかった(N家の田に限らずこの周辺についても)、ということであり、「防風林跡」は「北の田」に接して上流部に、しかも「北の田」の開田後に開田されたこと、つまり「北の田」の井戸の大きさ(地下水量)、揚水機の揚水盤に一定の眼界をもっていたことがあげられよう。

そして、別途にもう一台の揚水機を設置することの経済性——長期的にはとにかく、さしあたり一〇万円以上の資金を必要とすること、そしてまた泉田川用水路がこの圃場に接して敷設されたことなどがその原因である。

こうしてN家の一〇a当たり開田費は「北の田」の最低一三、三二六円から「原野」の五八、二二四円の間であった。

「田畑転換を可能にする条件は、開田投下資本利子が、造成された水田の地代と、水田の機会費とされる畑地代との差額より低いこと、すなわち開田費が造成水田地価と畑地価との差額を下回ることにある」とする「開田化のむら」の論理、そして

昭和三九年当時この地方の地価、中田一九・七万円に對する中畑五・六万円の開差は、この開田をきわめて有利なものとしたと評価されよう。そしてそれは農家自身にとって資産増として意識されたようである。

ところでこの地価形成について、上にみたように自家揚水田と泉田川用水依存水田とは異なった体系Ⅱ様式をもつのではなからうか。

つまり前者の場合一団地一揚水機の体系であり、水路も個別所有される。したがってそれぞれの地片は、いわばこの水系のもとのみ水田であり、それが切り離された場合には、揚水施設を別途に設置しなければならないという問題をこれはもっている。実は開田費といい、地価形成という場合、このように自家揚水施設費をどうとりあつかうか、という問題が以上のような形であるわけだが、ここではとかれていない。

(二)、開田関連投資 開田前、N家が所有または利用した主な農具類は次のようなものであった。個人所有のもの五PS耕耘機、二PS電動機、動力カッター各一台、共有のもの動力脱穀機、動力撒粉機各一台、それに役馬一頭などであった。

一〜二haの既存規模の稲作であれば、以上の農具類によってもおおよそその生産は可能であろうし、通常農家のこうした技術裝備も動力脱穀機が個人所有で、これに調整機械類が追加

される程度のものである。

こうしてそれは、上の土地関係投資のみでその生産が可能とされたであろう。しかし、家族労働力主体の、六ha余の稲作経営の創設を意図するとき、しかもこれをとりまく現在の稲作技術の水準にも規定されて、それは稲作時代の、あるいは既存規模の稲作経営とは異質の、ともいえる経営的、技術的裝備が必要とされ、これにともなう巨額の投資が不可欠であった。

例えば多雪のこの地で、融雪から耕起までの期間は一〇〜一五日であり、しかもこの間に前代——この前代も除雪しておこなわれるのが通例であるが——管理はもちろん堆肥肥、元肥撤布もおこなわねばならなかった。

それはまた田植時期との関係——後にみるようにN家では田植え労働（全面積移植）の七割を雇用労働に依存するのだが、この雇用労働は、近傍農家の田植え開始前の労働力による、ということによって強い制約をもった。そしてまた開田前、農協を中心とする稲作「将来の計画構想」も、大型機械の共有と共同利用による一貫作業化をねらうものであった。

こうして第五表のように大型トラクター等諸機械が導入されるのであるが、それは先のN家のそれを含めて、この「構想」とは異質のものへと転じていった。この点についても少し敷衍しておこう。

第5表 生産設備

(1) 建物

	構造	建築年度	昭和43年度 初め現在価	農業専 用割合	農業分 償却額
住宅	木造平屋 35坪	昭和3年	97,500	30.0	4,500
畜舎	〃 20坪	〃	162,500	100.0	22,500
納屋	〃 18坪	〃	65,000	100.0	9,000
車庫		42年改造	305,600	80.0	18,000
作業舎	鉄骨2階建	42年	1,298,800	100.0	61,200
井戸小屋		39年	38,925	100.0	2,025
井戸小屋		40年	40,950	100.0	2,025
計			2,009,275	1,941,025	119,250

(2) 農機具

	型式	購入年度	所有別(個 人・共有)	昭和43年度 初め評価額	農業専 用割合	農業分 償却額
動力大農機具	揚水機3台	4, 3, 3吋	昭和39, 40	99,333	100.0	18,963
	モーター3台	5, 2.5, 3 PS	〃	33,350	100.0	4,500
	脱穀機	キセキ自脱	42	55,025	100.0	6,975
	自動二輪	50cc	43	58,000	80.0	5,220
	トラクター本機	Ford52PS	39	193,000	100.0	32,400
	同上付属機具	〃	〃	93,900	100.0	25,600
	貨物自動車	ダットサン1t	43	600,000	100.0	86,400
	自脱カッター	〃	41	50,400	100.0	7,088
	動力撒粉機	〃	39	32,400	100.0	9,720
	カーベーター・スプレヤー	〃	42	106,040	100.0	13,050
	バインダー	クボタ3条刈	42	132,000	100.0	16,500
	トラクター本機	Ford46PS	43	309,000	100.0	34,762
	同上付属機具	〃	43	238,000	100.0	40,900
その他大農機具	鋤, 稻杭, 型付		58,400	100.0	34,560	
小農機具			25,000	100.0	25,000	

- 注 1. N家の「償却資産台帳」による。
 2. 昭和43年度初め評価額は共有分については均等分割した額を示す。
 3. トラクター付属機具はローターベーター, 油圧ローダー, マニアフォーク, 松山式ブラウ, 水田車輪サブソイラー, ブロードキャスター等を含む。
 4. 固定揚水機は2台であるが, 1台は代掻き時などに臨時に使用される。

昭和三九年農協構想に対応して、小集落（二二一七戸）を単位とする大型トラクター等の共有＝共同利用がおこなわれたが、これ以降の開田による各農家の耕作規模の拡大、それと先の専作兼営の狭小さ、田植え労力の確保競争などもあって、たちまち解体し、多くは国産中型トラクターの個人所有へと転換していった。

しかしそれもまた幾つかの問題点を生み出して非国産大型トラクターへの買替え農家が統出し、そうでなくとも困難な経営を、借入金が増大によって一層耐えがたいものとし、農協等からも一定の批判の声があがっている。

この買替え理由の主なものを書き記すると、中型トラクターの時間当たりにもつ耕耘可能面積と先の適期幅の問題、それ故にトラクター利用が耕耘作業に限定され、堆肥、元肥散布が手作業によらなければならないこと、またこの間に必要とされる種々の組み作業が不可能なことなどがあげられている。

こうした点を先き取りしたというわけではないが、N家集落では一三戸が三グループに分かれ、非国産大型トラクターを共有、もちまわり利用している。

N家五戸グループでは三九年にFORD五二PSを集落共有から譲り受け、四三年には同じくFORD四六PSを諸作業機、マニアスプレッター、スピナーブロードキャスターなどとともに

共同購入、もちまわり利用し、カーベットスプレヤー、バインダーなどの主要農機も共有し、あるいは共同利用している。またこのグループは乗用車一台を共有し、田植え雇用労力の送りむかえや、他地方の農業視察などにも利用している。こうした点からも、上の方向は一定の定着性をもつのではないかとみられる。

以上のように主要農機を共有しているにもかかわらず、昭和四三年度初め、N家の農機具関係投資（評価額、五戸共有等のものについては均等割）は二〇〇万円にのぼり、既存農家の投資額水準をはるかに抜くものであった。

またこれ以外にも作業収納舎の新築一三〇万円、車庫改築三〇万円など、この機械、施設を合わせると、開田にともなう関連投資は三五〇万円余にも達した。

(三)、開田・関連資金の調達 以上の土地投資、農機具等関連投資、ならびに以下にみる流動資本投下によって、N家は先の畑専營的経営から「大規模」稲作専營的農家へと生まれ変わったのであるが、これら資本の大部分は借入金に依存し、また開田前の農家経済事情からして、それなくてはこの転換は不可能であった。

第六表は、昭和四三年末におけるN家の長・短期の借入金の状況を示したものである。

第6表 資金借入額および返済額（昭和43年末現在）

	借入年次	借入先	借入現在額	本債年還	度額支利	払額子	資金種類	備考
			円	円	円	円		
開田工事資金	昭和38~42	泉田川土地改良区	900,000	21,958	31,256		農林漁業資金	42年借入分は据置期間中。
農道整備事業負担金		〃			8,478		〃	支払利子に含む。内訳不明。
換地処分事業負担金		〃			27,356		〃	
長期借入金 (A)	42~43	昭和農協	453,000		29,455		農業近代化資金	5戸共有分、別途口座による。
(B)	33~43	〃	2,690,855	580,220	122,848		近代化、牧野改良、農家経営改善等資金	
短期借入金	42~43	〃	2,472,200	2,472,200	309,696			
計			6,516,055	3,074,378	529,079			

注1. 39年購入トラクター等の償還は、事実上終わっているので、ここには掲げていない。

2. 短期借入金については第11表を参照されたい。

これら長期資金についてはすべて何らかの制度融資に依存し、短期資金は農協金融にかかるとあるものであるが、その総額は上掲表のように六五二万円にも達している。このうち長期の開田関係資金、農機具購入資金、牧野改良資金等は以上からしてあるいは当然といえよう。しかし短期資金二五〇万円については若干説明しておかなければならない。

開田費など制度融資の場合一定額の自己資金、例えば水田造成費九〇万円を借入れるためには二十数万円が必要であったし、農機具等の購入についても同様であった。これら所要自己資金は、畑作時代の蓄積、運転資金や生活資金部分をもそれに注ぎこむ結果となり、また支払い労賃や肥料費等経営資本の増大と相まって短期借入金資金のいっそうの増大をみたと思われる。

したがってこの経営は、外見上のみならず資金運営の面からしても、既存の小農経営とは異なり、とくにこの後者についてみれば、上掲表のように多額の現実の利子支払いを前提し、その限りでも、いわゆる小企業農格的な性格をもたざるをえなくするかにみえる。

もっともそれがそうであるか否かは、利子の支払い源泉にかかわる問題であり、これは他のもう一つの経営タイプ、いろいろな評価をうけながらも新潟県等を中心に一定の展開をみせている、請負耕作農家の小作料、地代源泉の問題と、いわば対の

問題をなすものであるともいえる。

そしてこれらとともにこの経営が生み出す生産力の水準と、そのもとの経営の収益力如何にかかっている、ということができよう。以下この点について考察を進める。

三 N家の経営と経済

前述のようにN家の記根に、若干の補正を加えて作成したのが第七表N家の昭和四三年度農業経営の成果表である。

以上までは、もっぱらN家の畑作経営から稲作経営への転換の側面を追ってきたのであるが、第七表のようにN家はその転換後も畑作時代からの養鶏、酪農、さらに自給畑（蔬菜・大豆等生産）をも加える複合的な経営形態をとっている。

この点は、後にみる長男II後継者の出稼ぎ兼業の問題とあわせてN家の経営、経済の性格の一端を示すと思われるのだが、それはさておき、上掲成果表は、この稲作経営をどう評価せるのであろうか。

こうした開田による東北地方の「大規模」稲作経営についての考察としては、前掲馬場氏の「開田」、酒井惇一氏「開田と農民層分解」（東北大農学部『農業経済研究報告』第一〇号、昭和四四年三月）、伊藤喜雄氏「上層農の存在形態」（昭和四四年四月、農業問題研究会での報告）、集団稲作集落研究会（代表者石川英夫

氏）『集団稲作体制の形成過程に関する研究』（昭和四一―四三年報告書）などがあげられる。

とくにこの最後にあげた『研究』は、わたくしの分析対象が昭和部落の一農家であるのに対して、昭和部落全戸を含む地域農家一一六戸を対象に技術、経営、経済の全般にわたる実験、調査を行なったものの結果である。

そこでこの昭和地域の稲作経営がどう評価されているか、以下若干紹介してみよう。

「昭和地区に形成された五―一〇ha稲作経営の群落は、わが国の零細自作農的農業構造のなかに成立した特異事例（開田地帯という）であるとともに、上記農業構造の解体後における稲作の基幹的生産力担当層の先駆的タイプであると考えた。つまり昭和地区における稲作経営においては、水稻直播栽培の採用や大型機械の共同利用などにみられるように、旧来の零細自作農的農業構造における労力多投型技術・経営原理とは異った原理の生成・発展を期待したのである。」と、それはこうした問題意識に立つ実験であり調査であった。

そして先の馬場氏、酒井氏の場合―伊藤氏は上の研究会のメンバーであり、その一素材を同じくこの昭和部落の農家に求めながら―「米価の相対的安定性と開田工法の進歩を前提とし、

第7表 N家の農業経営とその成果 (昭和43年)

		単位	農業総額	水稲作	養 鶏	乳・和牛	畑 作
作付面積 (飼養頭羽数) (A)	a	時間	4,287.9	638	100	羽乳牛3, 和牛1	45
	直接	時間	1,924.0	3,504.8	159.5	503.6	120.0
農業労働	間接	時間	54.0	1,924.0	—	—	—
	家族用	時間	—	54.0	—	—	—
農業労働	計 (B)	時間	6,265.9	5,482.8	159.5	503.6	120.0
	トク	時間	111.5	95.4	—	13.8	2.3
農業労働	タ力使	時間	12.2	7.7	—	—	4.5
	畜建機	時間	—	—	—	—	—
農業資本投下額	固定資本	円	1,941,025	1,778,525	56,875	105,625	—
	流動資本	円	1,952,788	1,847,899	12,000	75,070	17,819
主要生産物数量別	物	kg	—	—	—	—	—
	品目	円	446,000	66,000	—	336,000	44,000
農業粗収益	年度末取	円	4,339,813	3,962,424	68,875	516,695	61,819
	計 (E)	円	853,810	644,960	99,783	99,567	9,500
農業経営費	労働費	円	598,802	524,016	15,232	48,094	11,460
	固定財費	円	1,452,612	1,168,976	115,015	147,661	20,960
農業経営費	減価償却費	円	5,792,425	4,861,400	183,890	664,356	82,779
	固定財費	円	—	30,660	—	3,731.9	—
農業経営費	労働費	円	4,740,018	4,174,640	217,709	160,069	42,700
	固定財費	円	—	144,900	—	—	—
農業経営費	労働費	円	145,200	142,500	—	—	2,700
	固定財費	円	4,885,218	4,462,040	217,709	160,069	45,400
農業経営費	労働費	円	829,299	679,731	30,460	96,188	22,920
	固定財費	円	368,300	368,300	—	—	—
農業経営費	労働費	円	480,888	375,726	10,035	90,433	4,694
	固定財費	円	—	—	—	—	—
農業経営費	労働費	円	216,742	212,042	—	3,700	1,000
	固定財費	円	57,000	23,500	30,000	—	3,500
農業経営費	労働費	円	549,390	498,390	—	38,000	13,000
	固定財費	円	325,575	—	169,565	156,010	—
農業経営費	労働費	円	133,715	132,215	—	—	1,500
	固定財費	円	116,073	115,563	—	510	—
農業経営費	労働費	円	29,102	23,188	—	914	—
	固定財費	円	87,840	87,840	—	—	—
農業経営費	労働費	円	192,182	192,182	—	—	—
	固定財費	円	3,386,106	2,713,677	240,060	385,755	46,614
農業経営費	労働費	円	202,284	189,034	—	6,500	6,750
	固定財費	円	—	—	—	—	—
農業経営費	労働費	円	528,558	443,603	16,780	60,622	7,553
	固定財費	円	493,245	423,320	12,434	52,216	5,275
農業経営費	労働費	円	4,116,948	3,346,314	256,840	452,877	60,917
	固定財費	円	—	—	—	—	—
農業経営費	労働費	円	—	—	—	—	—
	固定財費	円	—	—	—	—	—
農業経営費	労働費	円	1,499,112	1,748,363	22,351	225,686	1,214
	固定財費	円	—	—	—	—	—
農業経営費	労働費	円	1,835,166	2,004,774	4,325	181,714	16,431
	固定財費	円	96,384	79,324	5,301	10,410	1,349

- 注 1. 上表の作成は農林省『農業経営調査報告』の方法によった。ただし、自家労賃評価はN家の支払い労賃単価(時間当たり191円)による。
2. 地代は類地小作料額田2,784円、畑1,500円、牧草地500円とした。
3. 資本金利子は特別営農資金の換算年利率0.09125によった。
4. 現実負債利子額が第6表の支払い利子と異なるのは、農道整備、換地処分事業負担金について、利子部分が分離できないので、これを除いたことによる。

低地代地の存在を基礎として……資本型上層農としてはより容易に成立する」というようにさえ、農業問題研究会報告で評価された。

しかし先の「研究」では、昭和地域におけるその後の稲作生産の経過は、「水稻直播栽培の減退と移植栽培の全面的採用」という事態の示すように、この大型稲作経営は労力多投型技術・経営原理のもとに単位面積当り収量の増加を通じ、農業経営並びに農家経済の安定をはかるといふ発展方向を追求しはじめた。つまり、昭和地域の稲作経営は「大規模」であり、高度の技術装備をもちながらその経営のあり方としては、周辺既存農家と等しいものになっていった、というのである。何故か。

「この動向は、比較的高い生産者米価水準という経営外的要因や、周辺農村部から低廉な臨時労働を容易に調達しうるという内部的要因によるところも大きい、基本的には零細自作農的農業構造の滲透圧に規制されてのことといわざるをえない」と。

この昭和地域農家の経営実態、そして現状把握は、以下N家についてもみるようにほぼ正しと考える。しかし次の点についてはどのように理解されるのであろうか。

その一は昭和部落の農家がいかなる経営原理に立つとしても、

今日こうした規模——耕作面積、技術装備の稲作経営が創設された必然性は何か、という問題である。これについて具体的には伊藤氏の指摘された低地代地の広範な存在等の理由があげられようが、論理的には、現在における稲作の生産力水準、つまり社会的要請があるのではなからうか——例えば庄内の稲作集団栽培形成の必然性との対比。

第二に、こうして稲作「大規模」経営が創設されたが、それは米作生産力水準に規定されて、稲作集団栽培が限界を画されていたその点に限界をもっていたということである。しかもこれら経営がその水準（庄内の水準、最上では集団栽培の組織すら数々たるもの）にある点は注目すべきではないか。

そして第三に、以下N家についてみるように、畑作時代とは異なった意味での農家経済の逼迫がある——「研究」とはこの点で認識が異なる——。これが昭和部落農家に一般化しうるとすれば、そこではまず何よりも「農業経営並びに農家経済の安定」こそが、当面の目的となるのは当然である。

そしてこの苦境を乗りこえうる経営は、あるいはそれを取り切るためには、その「規模」の有利性をまた同時に生かしうる経営でもあろう。そこに新しい何らかの「原理」が生み出されない、ということもまたないとはいえないのではなからうか。

以下、再びN家の分析に立ち帰ろう。

(一)、稲作部門 昭和四三年度、N家の土地を除く農業資本投下額は五七九万円で、その八四%、四八六万円が稲作部門への投資であり、これが経営の中心をなす。

この稲作部門の固定資本比率は七六%、うち農機具関係資本が一九五万円で五〇%を占める。こうした構成を比較するために、農林省『農業経営調査報告』、山形県庄内R・09—12農家経営耕地四三九^a、うち水稲作付面積三九一^aと比較してみよう——以下「R農家」とよぶ。但し昭和四〇年度版しか手許にない。

その同じく土地を除く資本投下額は二二八・五万円、稲作部門の割合は八〇%、一八二・五万円で、和牛飼育、果樹、自給畑が付随部門をなす。

ところでこの農家の稲作部門の固定資本割合は七九%でN家より高いが、しかし農機具資本はわずかにその一七%を占めるにすぎず、建物資本の割合が圧倒的である。

他方、流動資本についてみるとR農家の物財資本比率は四七%、労賃資本比率五三%で、六三八^aの稲作付面積をもつN家の方が労賃資本比率四六%と逆の構成を示す。

この点を家族農業従事者構成についてみると、R農家の場合労働能力三・〇と示され、また雇用労働も後にみるように稲作に集中し、N家と等しい。

そこで農業従事者一人当たり、また一〇^a当たり農機具装備

→ノート→ 開田「大規模」農家の経済

額についてみるとN家では前者六一・六万円、後者二・九万円に対し、R農家ではそれぞれ七・七万円、〇・六万円で格段の差がある。

ではこれが米生産費構成にどのように反映しているか、集団稲作集落研究会の調査とあわせてN家の生産力のあり方を探ってみよう。

まずN家を含む昭和部落三農家——この三農家についても表注に示した諸要因によって差があるのだが——を平均して全国農家と対比すると、一〇^a当たり費用合計で昭和部落農家の方が四、九〇〇円高い。その要因は肥料費(三、八〇〇円) 賃料料金(一、五八〇円)、水利費、防除費などである。

肥料費については、この地が火山灰黒ボク土壌で肥料の多投を要するということであり、賃料々金はライスセンターの利用それに用水ポンプアップのための電力料金が原因している。また水利費についてはその利用が一部分に限られるにもかかわらず、泉田川用水費が先のように高かったことなど、総じて自然的土地豊度の低さにその原因が求められそうである。——これがまた今日まで水田化が見送られてきた理由でもあろうが。

こうしたなかで労働費のみは全国対比昭和部落農家が三、六〇〇円だけ低く、ここに「大規模」稲作のメリットがあるかにみえる。しかし上の農機具装備費の高さを反映して、ある農家

第8表 10a 当たり米生産費と収益性

(単位：円)

	昭和地区			全国平均	参 考		
	N 家	A 農 家	B 農 家		生産費構成指数		
					N 家	庄内R農家	
					%	%	
米 生 産 費	種 苗 費	368	393	321	525	0.9	1.9
	肥 料 費	7,812	8,942	8,489	4,608	18.9	10.1
	諸 材 料 費	1,811	1,085	1,459	1,581	4.4	7.1
	水 利 費	3,012	3,302	312	1,370	7.3	12.2
	防 除 費	2,072	915	1,004	982	5.0	8.2
	農 具 費	7,928	8,320	8,642	6,070	19.2	8.5
	償 却	4,604	5,660	8,145	5,687	11.2	4.8
		小農具, 修繕	3,324	2,660	497	382	8.0
	畜 力 費	0	0	0	116	0	1.2
	勞 働 費	16,427	20,746	15,128	21,007	39.8	50.1
	家 族	10,654	15,928	9,683	18,467	25.8	34.7
		雇 用	5,773	4,818	5,445	2,540	14.0
	賃 料 料 金	1,818	2,949	3,523	1,083	4.4	0.7
費 用 合 計	41,248	46,652	38,878	37,347	100.0	100.0	
収 益 性	10a 当たり収量	kg 481	kg 512	kg 523	kg 497		
	主 産 物 価 額	65,464	69,523	71,016	69,573		
	純 収 益	24,216	22,871	32,138	32,324		
	農 業 所 得	43,870	38,789	41,821	50,791		

- 注 1. N, R家以外は『集団稲作体制の形成過程に関する研究』（昭和43年）による。このA, B農家の生産費が、先の農業問題研究会報告の伊藤氏の資料と同じであれば、その労働費は家計労賃によるもので、A農家の自家労賃時間単価は214円、雇用労賃211円に対し、B農家では自家労賃152円、雇用労賃177円で、「米生産費」方式によって、かりにその平均をとるとA農家の労働費はより少なく、B農家のそれは高くなる。N家は第8表のように家族・雇用ともに191円である。
2. 原表注、①全国平均は農林省統計調査部公表のもの。②建物費は除外してある。③昭和地区A農家は5戸共有（2台）の大型トラクター所有、その他大農具も大体5戸共有、同B農家は個人大型トラクター所有、大農具も個人所有。④作付面積は全国平均98.9a。A農家662a, B農家580a。

ノット 開田「大規模」農家の経済

第9表 10a 当たり稲作労働時間

(単位：時間)

	N 家	R 農家
措切起地肥田用	0.44	0.54
子一耕整	3.46	6.24
子代田田	0.78	5.83
種苗本元追	1.19	
田植	2.64	6.59
除かん排	1.75	
か防	16.93	10.84
稲	21.50	19.92
調	10.42	—
計	29.06	14.27
計	2.45	5.35
計	1.24	2.07
計	2.23	8.80
計	13.58	23.86
計	4.88	2.99
計	1.19	4.60
計	29.83	19.64
計	84.17	94.27

注. R農家は前掲『農業経営調査報告』「作業体系表」より作成。そこでは本田耕起と整地、元肥と追肥など作業時間が一括されていて、細部の比較はできない。なお、R農家の場合40年度調査であることに注意。

では償却費、ある農家では修繕費など農具費が二、二七七円高く、しかも先のライスセンターの利用料金等をこれに加えると、それは相殺される程度のものでしかない。

庄内農家の場合四〇年調査なので直接の比較はできないが、これを指数化して示すとほぼ同様のことがいえる。すなわちR農家では労働費が米生産費全体の五〇%を占めてN家より一〇%多いが、農具費では逆にN家が一〇・七%多い。

このようにトラクターを中心とする大農機具の導入は、以上の限りでは無意味かにも見える。しかし第九、一〇表によって米生産力水準をみると、N家の場合一定程度の高さを示している。まず第九表によると、本田耕起・整地(N家の大型トラクター

↑ノット) 開田「大規模」農家の経済

に対しR家では九・五PS動力耕耘機)では三分の一に、また元肥撒布についてもN家ではトラクター利用があつて大幅に少ないとみられ、稲刈作業もバインダー利用によって一〇時間余労働時間が短縮されている。

ところが他方田植作業ではN家がやや多く、除草作業では、除草撒布技能が未熟でその利用が部分的であつたことにより、雇用労働を大幅に入れるなど、作業間に技術のアンバランスがめだち、全体としての投下労働時間の短縮は一〇時間にとどまつた。

次に第一〇表によつて、米生産量についてみよう。

まず一〇a 当たり収量についてみると、うえのR家は四〇年のそれにもかかわらず、庄内三ha以上農家水準を抜くものであることを示している。しかし昭和部落でも、開田三〇四年にして、すでにこれに迫る農家のあることは極めて注目される。以下のようにその労働生産性が問題とされると同時に、既存農家との地代実現の競争——昭和部落に接する真室川町の開田一〇ha農家が、新庄市近郊農家の代替地二・一五ha購入によつて縮小した例が出てくる——を通してはじめて「大規模」稲作農家の存立が可能とされるという意味からである。

しかし、昭和部落のこの高反収④農家の一〇時間当たり米生産量は極めて低い。こうした関係をN家を含む昭和部落農家に

第 10 表 N 家の米生産力水準

		稲作付面積	10 a 当たり 収 量	10 a 当たり 労働時間	10時間当 たり米生産量	同左指数 (下越300a 以上=100)
		a	kg	時間	kg	
N	家	638	481	84.2	57.1	107.5
R	農家	391	573	94.3	60.7	114.3
昭和地区	① 農家	662	512	97.3	52.6	99.1
	② "	600	522	102.9	50.7	95.4
	③ "	580	523	94.7	55.2	104.0
	④ "	600	560	123.0	45.5	85.7
	⑤ "	430	498	88.0	56.6	106.6
	⑥ "	402	510	99.1	51.5	97.0
庄内 300 a 以上平均			559	137.1	43.7	82.3
下越 300 a 以上平均			513	96.6	53.1	100.0

注. 資料出所は第 8 表と同じ.

↑
ノット
開田「大規模」農家の経済

二二二

ついてみれば、一〇a 当たり収量の高いものは投下労働時間も大で、下越の型をとるのか庄内型でいくのか未だその帰趨はあきらかでない。しかし現在までの推移は、先の『研究』のように庄内型としてのものであったし、その経営が当面優位に立つのではなからうか。

最後に、前掲第八表からその収益性をみると、米生産費構成および米生産力水準に規定されて、一〇a 当たり純収益では N 家の場合全国水準にくらべて八千円低く、B 農家をもってしても全国水準なみでしかない。(ただしこれは表参照)。

さらに米生産所得についてみれば、その純収益率の低さと雇用労働依存度の高さによって一層大きな格差のものとなる。

以上から N 家ないし昭和部落の米生産は、次の三つの問題点をかかえているといえよう。

その一は、この地のいわば原生的豊度が低かったが故に、それへの対応、あるいは改良のための支出を当面余儀なくされていること——このうち例えば土壌改良はライムソア等の投下によって可能であり、現にそれを実行している農家もある。

その二は、社会的、技術的要因、例えば田植機の未完成あるいは直播技術の未確立——ここで未完成、未確立という場合、通常の農家が、通常の状態のもとに導入しうる技術が確立されていないという意味——によって、規模の有利性が発揮されないのみか、過

剰な投資さえも行なわれていること——田植雇用労働力の確保と大型トラクターへの買替えなど。

そして第三に、そうであるにもかかわらず、現在米作専業農家として農業経営を創設しようとするとき、この耕作規模、そしてそれにもなる技術装備は社会的に要求される一定の水準を示し——例えば庄内稲作集団栽培の大型トラクター一台当たり耕作面積約二〇ha、N家グループでは三・一haに二台、ただし昭和部落では先づ自然条件、農家戸数より自家労働力に制約される——、しかもそれが体系性を欠いていることによって収益性を制約するものとなっていること。

とすれば、それは集団稲作研究会の「零細自作農的農業構造の滲透庄に規制され」た結果としてではなく、むしろ現段階の「小農」として構築される農業経営の姿を、そのまま示しているにすぎない、といえるのではなからうか。

(二)、その他の部門　さきの第七表のように、N家の経営は養鶏乳・和牛、畑作を、以上の稲作の付随的部門としてもっている——昭和部落の大部分の農家もまたそうである——。

畑についてはその一部が畑苗代として、また乳・和牛部門については堆厩肥を通して稲作と一定の補完関係にあること、前に述べたとおりである。しかしそのいづれもが、現在のこの地の稲作技術水準のもとで、不可欠とはいえない難い点が問題である。

それにもかかわらず前掲表によって部門毎の収益性をみると、いずれも赤字を示し、しかも所得としてみた場合にも、畑作部門がわずかにプラスを示すのみで、むしろ稲作部門の犠牲においてそれが営まれていることを示している——ただし、畑の苗代利用、また鶏糞、堆厩肥をそれぞれの部門の収益として算入していないところにこの表の問題があるが——。

そこで以下、乳・和牛、養鶏部門について簡単に問題点を探ってみよう。

前掲第一表のように、N家では農協の「大規模」水田酪農構想（和牛を含む一戸当たり平均六頭）に対応して、昭和四〇、四一年にかけて新炭林一・七haのうち一・二haを牧草地へと転換し、まず飼料基盤の整備をはかった。

ついで開田化過程で減じた乳牛を三頭（四四年には四頭へ）にふやして意欲を示す。しかしこの三頭の総搾乳量は三、七三二kgと、通常搾乳牛一頭分以下の低乳量でしかない。

もちろんこれには今年の特事情として、一頭については初産、他の一頭は乳房炎、があるのだが、しかしこれらをも含めて飼養技術の低さはおおえない。とくに春作業期の、夜討ち朝駆け的な田植え雇用労働の確保競争と、この時間が乳牛管理の時間でもあることなど、しかもそれが田植え前の作業を含め一月にも及ぶことが大きな影響を与えているという。

和牛についても、すでに成熟期(三才)を過ぎて全くの養畜的意味しかもっていない。しかも乳牛を含めての既肥生産量は決して多いとはいえなかった。

養鶏も、その飼育規模(二〇〇羽)からして碎米などで飼育しうる範囲をこえ、多額の購入飼料に依存して稲作との補充関係はうすく、所得的にもほぼ収支均衡する程度のものでしかなかった。

このように稲作以外の部門の収益は、見込みえないにもかかわらず、これを継続し増加させようとしていることには一定の根拠があると考えられる。以下、これらを含めてN家の農家経済事情について考察してみよう。

(三)、N家の経済 N家の稲作収益力は低く、通常の農家水準をはるかに下回っていたが、しかし耕作規模六ha余に支えられて二〇〇万円余の所得をあげている。

これは稲作以外の部門のマイナス所得、また租税公課などを差し引いたとしても、この地方の三ha耕作規模農家の所得にはほぼ匹敵するものであった。そこでは家計費——ここでは家計時調査をおこなっていないので一応一五〇万円(昭和四二年農家経済調査による、庄内三ha以上層一四二万円)——をみこむとして農家経済余剰二四万円を生み出すことができる。

これを源泉として、先の借入資本利子等が支払われるならば

それは小企業農的性格の経営の誕生といえたかもしれない。しかし現実の支払い利子はこの余剰二四万円をこえる四九・三万円であった。この限りでもうすでにそれは家計費に二五万円ほどくいこむこととなる。

別途の計算によってみよう。N家の農業租税公課は四八八万円であった。これから第六表の長短期借入金金の償還、返済額の合計三〇七万円、そしてこれらに対する利子五三万円を差し引いた二二八万円が、いわば現金手取り部分であり家計費部分となる。これは以上の農業所得から租税公課、負債利子を支払った残額一二四万円とはほぼ等しいことからそうである。

ところで第一表は、N家の月別短期資金の借入れ状況を示したものである。これによると、米販売代金入金直後に、昭和四二年については三六万円の、そして四三年には七〇万円を借入れている。こうした点に示されるように、上の一二四万円はもうすでに先喰いされてこれ以降の月々の家計費、そして三月頃以降の経営資金も、再び借入金に依存して生産が営まれている事情をそれは示している。

このことから、さきのその他の経営部門、つまり養鶏は日々の、そして酪農は月々の現金収入をはかるためのもの、とのへんに両部門の存在の意味がおかれているように感じられる。もっともこれら養鶏、酪農にしても、その購入飼料等は農協の

第 11 表 N家の月別短期資金の借入状況

(単位：千円)

昭和 42 年			昭和 43 年		
借入年月日	借入金額	資 金 名	借入年月日	借入金額	資 金 名
41 12. 20	357	証 書 貸 付	42 11. 28	700	証 書 貸 付
12. 24	20	〃	43. 1 11	150	〃
42 3. 30	35	〃	1 29	150	〃
3 30	25	〃	3. 11	30	〃
3 31	142	特別貯金担保貸付	3 25	30	〃
3. 31	76	特 営 貸 付	3. 30	180	特別貯金担保貸付
5. 27	80	証 書 貸 付	3. 30	160	特 営 貸 付
6. 30	10	〃	4. 9	30	証 書 貸 付
7. 10	50	〃	4. 27	50	〃
7. 31	30	〃	5 29	30	〃
8. 4	30	〃	6 13	40	〃
8. 7	260	〃	6. 17	30	〃
8 10	20	〃	6 29	96	〃
8. 19	50	〃	7. 2	30	〃
8. 23	30	〃	7. 10	30	〃
9. 5	30	〃	7. 17	30	〃
9. 9	12	〃	7. 29	43	〃
9. 16	30	〃	8 7	50	〃
9 20	30	〃	8 13	30	〃
9 25	30	〃		460	当座購買貸付
	31	購 買 未 取 金		111	共 済 掛 金
	23	市 県 民 税		5	国民年金掛金
	3	国民年金保険			
	450	当座購買貸付			
	80	共 済 掛 金			

注 1 昭和農協のN家に対する貸付金償還請求書による。

2 千円未満は四捨五入。

買掛金によるもので、別の形での借金にすぎないのであるが。

このようなN家の農家経済事情は、昭和部落農家の特殊事例にすぎないのであろうか。昭和農協の四二年度末貸付金残高は一戸当たり一七三万円、うち短期資金貸付けが六〇万円であった。同様に先の第一一表から、N家の四二年度末短期借入金を見ると六六万円で、ほぼ以上と見合う金額である——ただし昭和農協組合員数一四三人で、昭和部落以外の農家をも含んでいる——。またN家の長男『後継者の冬期県外出稼ぎは、昭和四二年冬からである。これも必ずしも例外ではない。

昭和四三年二月農業調査によれば、昭和部落農家七七戸（零細耕作の分家三戸を除く）のうち経営主ないしあと継ぎが果外に出稼ぎしたものの三戸、県内出稼ぎ五戸、通勤人夫日雇三戸、計一一戸を数える。

こうした点に、昭和部落農家の「小農」的性格がにじみ出ているのではなからうか。

最後に、N家の、いわば生活水準を示すともいえる部分について一点述べておこう。

第五表生産設備(1)建物で示したように、N家の住宅建築年次は昭和三年、その現在評価額は九万円であった。これに対して前に述べた庄内R農家は、住宅建築年次明治三十六年、そして評価額は三九・八万円である。

この評価額にみる住宅事情の格段の差は、N家が、昭和恐慌下の開拓農家（山形県旧東村山郡大曾根村出身、当主の父三三才のおり）であったこと、しかもその後の畑作時代を通して改変が行なわれなかったことによる。

それ故に現在、子弟の成長もあって強い改築要求があるのだが、しかし以上の経済事情からして当面それは困難なのではなからうか——昭和部落全体でも改築した農家は少ない——。

N家の家計『生活水準は、この点からみてもかなり未だ切り下げられたままのものといえることができるであろう。

こうしたもとの支払われる先の利子部分、それはどう呼ばれ、何と評価されるのであろうか。

一歩をあやまれば自壊するおそれも多分にある、そのような経営として、先のように社会的水準に規定されて成立した「小農」経営、そのもとで彼らが意図し、最も關心するところは生産の安定であり、そして一日も早い経営の安定ではないか。

そこでは危険をおかしてまで水稲直播栽培をおこない、あるいは新しい「原理」にいかにもうとするであろうか。N家の経済は、少なくともいまのところそれを強くこぼんでいるようである。

〔N氏（特に名を記す）は、当所の昭和四三年度農村研究員として資料の提供を受けたものである。〕